



13世紀のヴェネツィア支配層と騎士

高田, 京比子

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 41:121-142

(Issue Date)

2014-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008306>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008306>



13世紀のヴェネツィア支配層と騎士

高 田 京比子

—

中世ヨーロッパの特権的支配者集団である貴族、またそれと密接な関係にある騎士は、幾多の概説や研究書、最近の比較史のシリーズ（村井康彦編『公家と武家』、1995年、笠谷和比古編『公家と武家の比較文明史』、2005年、小島道裕編『武士と騎士』、2010年、いずれも思文閣出版）が示すように、歴史上多くの研究者の関心を引いてきた重要なテーマである¹。しかしこの論集にイタリア貴族・イタリア騎士の論文が欠けていることが示すように、都市が支配の中心であった北中部イタリアでは、次に上げるような理由から従来貴族や騎士は積極的な研究対象とはならなかった。すなわち、そもそも農村領主層が

1 中世ヨーロッパの貴族、騎士についてはとりあえず、J・M・ファン・ウィンター著（佐藤牧夫／渡部治雄訳）『騎士－その理想と現実－』東京書籍、1982年、マルク・ブロック著（堀米庸三監訳）『封建社会』岩波書店、1995年、ヨアヒム・ブムケ著（平尾洪三他訳）『中世の騎士文化』白水社、1995年、ジャン・フロリ著（新倉俊一訳）『中世フランスの騎士』白水社、1998年、服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』創文社、1998年、江川温「貴族・家人・騎士」江川温・服部良久編著『西欧中世史〔中〕』ミネルヴァ書房、1995年、103-127頁、同「フランス中世の貴族と社会－特権的支配集団に関する比較史の試み－」村井康彦編『公家と武家』、思文閣出版、1995年、331-348頁、同「貴族とは何か－ヨーロッパ中世の場合－」笠谷和比古編『公家と武家の比較文明史』思文閣出版、2005年、283-293頁、渡辺節夫「西洋中世における貴族・騎士と封建制」『武士と騎士』思文閣出版、2010年、28-55頁。R.E.Barton, "Aristocratic Culture: Kinship, Chivalry and Court Culture", in *A Companion to the Medieval World*, eds. C. Lansing, E.D. English, Oxford 2013, pp.500-524.

やがて都市世界に組み込まれるものとして軽視されていたことに加えて、都市世界においても、13世紀末に成立したポポロ（新興住民層）政府が「反豪族立法」を成立させ、「伝統的な都市貴族milites, nobiles」を「豪族magnatus」として政府の要職から追放したこと、商人の貴族化、すなわち「コムーネを主導した大商人たち」が商業よりも地代や利子に寄食する傾向を強めることや、15世紀における都市貴族の身分的閉鎖化の進行が、近世におけるイタリアの沈滞の理由の一つと見られたこと、などである。

さて、このようなイタリア史における貴族軽視の傾向は1970年代から改善されつつあるが、いまなお貴族についての研究は断片的であり、テーマ・年代・地域どれをとっても偏りがある。それでも、2004年にはカステルヌオーヴォが中世イタリアの支配者集団の推移を扱った専門的入門書で、イタリア全体を視野におさめて都市の貴族（nobiltà cittadina）のアイデンティティの推移を描こうとした²。彼によると、イタリア・コムーネの貴族の特徴は、1、都市に根ざしていること、2、多義的であり貴族を定義するための画一的な基準を用いることが困難であることの2点に集約される。まず一番について、カステルヌオーヴォが意図するところは、13世紀史料に登場する貴族nobilesと呼ばれる人々は、出自は農村領主層であれ都市の商人・金融業者層であれ、何よりも都市世界における軍事的・政治的エリートという点で一体性を持つ階層であること、さらにイタリアで「貴族nobiltàとは何か」という議論がなされるとき、その対象となるのは農村貴族ではなく必ず都市のエリート層であること、つまり社会的にも文化的にも貴族は都市に密着していることを指していると思われる。2番の多義性は、当時のイタリアの支配層や法学者・人文主義者たちの意見に「多義性」が象徴的に現れているということを指す。そもそも「貴族という言葉は曖昧・多義的である」と述べたのは、14世紀の法学者バルト

2 G., Castelnovo, "L'identità politica delle nobiltà cittadine (inizio XIII- inizio XVI secolo)", in R. Bordone, G. Castelnovo, G.M. Varanini, *Le aristocrazie dai signori rurali al patriziato*, Roma-Bari 2004, pp.195-243. ここで紹介したイタリア貴族の研究状況や特徴については、おおよその文献による。

ルスであった。曰く「ペルージャではある平民が騎士叙任されれば貴族になるが、フィレンツェでは新しい騎士は平民のままにとどまる」。結局「都市が貴族を作ることができ」その政体が様々である限り、貴族が参照すべき権威は多様であって、「人々から貴族だと評価される人が貴族」ということになる。また15世紀の人文主義者ポッジョ・ブラッチョリーニは「真の貴族について」という論文の中で、さらに貴族を定義することの難しさを展開する。彼はニッコリという人文主義者とロレンツォ・ディ・メディチの二人の対話という形で議論を構成しているが、ロレンツォの口を借りて「巷」の貴族解釈³を提示する一方、各地で貴族と呼ばれている人がいかに異なる基準に従ってそう呼ばれているかをニッコリに語らせている。さらにポッジョ自身は明確な結論を下さず、開かれた問題としてこの論文を終えている⁴。このような、すでに当時に見られた貴族の多義性・曖昧さは当然のことながら現在の研究状況にも影響を与え、カステルヌオーヴォの描く都市の貴族の推移も必ずしもわかりやすいものではない。また近年の『イタリアのルネサンス国家』がテーマ別の章を設けながらも慎重に「貴族nobles」という語を避けているのは、このテーマがなお困難であることを示していると思われる⁵。おそらく中世後期という社会体制の再編の時代にあって、「貴族」という語が、イタリア社会の分析概念としては不適当であるという判断も含まれているのだろう。

従って、「貴族nobiltà」という言葉は、史料がそのように言及していても、イタリア都市支配層を指し示すために使うには、議論の余地がある、⁶という立場をとり、イタリア都市の支配層をいったん「貴族階級nobility」の考察対象

3 ロレンツォは「いずれにせよ、貴族の印はより多くの富、より正直な生活、卑しい職業に従事しないこと、戦闘における栄光、洗練さや威信によって、他の人から区別されること」と述べている。

4 P. Bracciolini, *La vera nobiltà*, a cura di Davide Canfora, Roma 1999.

5 *The Italian Renaissance State*, eds. A. Gamberini, I. Lazzarini, Cambridge 2012.

6 G. Fasoli, "Oligarchia e ceti popolari nelle città padane", in *Aristocrazia cittadina e ceti popolari nel tardo Medioevo in Italia e in Germania*, a cura di R. Elze, G. Fasoli, Bologna 1981, pp.13-14.

から除外することも可能であろう。つまり中世ヨーロッパ貴族を戦士の領主階級に限り、「都市の政治経済を支配する限定された数の家系に属す人々」⁷としての都市貴族と明確に分離して考察するのである。しかし、コムーネ成立期に於いて司教の封臣のように周辺農村領域に領主権を保持している者が上層市民に参加しているのがイタリア都市であり、その後も農村領主の都市への移入は続いた。マルク・ブロックが法的貴族身分の成立の契機として重要視し、その後も独仏の研究で貴族との関連が議論される騎士制度は、通俗化した形態であるとしてもイタリアにも、幅広く浸透している。中世から近世初頭にかけての貴族文化の特徴としてしばしば言及される騎馬槍試合や狩猟⁸は、イタリアにおいても「騎士」の指標であった。その一方で、先に引用したブラッチョリーニはアリストテレスを引用しつつ、「古くからの富と家系の記憶と、良き習慣」が貴族のもとになるとも述べており、イタリアの貴族概念にヨーロッパ中世とは異なる古典古代の影響を認めることが必要であるという主張もできよう⁹。もちろん、「貴族とは何か」という議論が盛んになる14、15世紀という時代自体が、中世貴族から近世貴族への過渡期に位置しているということも考慮しなければならないだろう。こうしてイタリアにおける貴族という問題は非常に複雑な様相を提示しているのである。

本稿はこのようなイタリアの貴族や騎士、あるいは中世後期の貴族という大きな問題に直接取り組むものではない。また中世イタリアの都市支配層を貴族と呼ぶことが適当かどうかというような用語の問題に耽溺することもあまり生産的ではないだろう。ただ、カステルヌオーヴォが試みたように、史料で *nobiles*, *milites* と呼ばれる、あるいは研究者が貴族と過去に呼んできたイタリ

7 cf. "patricate", in *The Oxford Dictionary of the Middle Ages*, ed.R.E.Bjork, vol. 3 J-Q, Oxford 2010, pp.1267-1268.

8 頼順子「中世後期の戦士の領主階級と狩猟術の書」『パブリック・ヒストリー』2, 2005年、127-128頁。

9 人文主義者や法学者は「貴族とは何か」あるいは、「騎士とは何か」という議論をする際に、同時代の文献や実情に加えて古典古代の文献を参照した。

ア社会の上層の人々が、どのようなアイデンティティの推移をたどったのか、どのような資質が「高貴」だと考えられたのか、それと騎士であることはどのような関係にあるのかなどを考察することは、当時のイタリア社会を理解するためには有効であろう。

以下では以上のような問題を念頭に置き、イタリア中近世史一般の貴族の多義性とそれがはらむ問題とは対照的に、あまりに自明のものとして扱われてきた観のあるヴェネツィア貴族¹⁰を、その複雑さの中で再考するための、ひとつの手がかりを提供することを目的とする。具体的には、「海上貿易商人」というイメージが強く、都市＝農村関係がきわめて重要な問題として考察されてきた他のイタリア都市コムーネの支配層とは、しばしば対照的な人々として表象されるヴェネツィアの都市支配層¹¹において、騎士の称号、馬上槍試合など、農村領主層が多数を占める戦士階級に帰属すると見なされている文化がどの程度影響を及ぼしているか、その一端を紹介する。後で見るように、近年のいくつかの研究は12～13世紀のコムーネの支配層に共通の政治文化として、騎士的生活様式を指摘しており、これらに対してヴェネツィア支配層がどのような立場を取っていたかを考察することは、「ヴェネツィア貴族」のアイデンティティを考えていく上でも重要であろう。

二

かつて清水廣一郎氏は「商人的な思考態度と騎士的な思考態度とが交差し、

10 一般にヴェネツィア貴族は共和国の要として13世紀末の貴族身分の成立以来、不変のまま共和国の滅亡まで続いたとされている。すなわち貴族身分とは18世紀まで大議會を通じて国政を担当した階層であり、それは1297年のセラータによって法的に定義され、1506年から出生登録簿に記されるようになった。

11 「ヴェネツィアにはコンタードの領主の都市への移住がなく、その貴族は、ほぼすべてが海上商人であり、協力して広大な海外領土を運営したので、団結が強固であった」：北原敦編『新版世界各国史15、イタリア史』第5章「二つのイタリア」（齋藤寛海著）、山川出版社、2008年、196頁。

独特な雰囲気を作り出しているのがイタリア中世都市なのであった」と述べた¹²。またウェーリーも『イタリアの都市国家』の中で、「騎士のエートスが市民的住民に浸透したのである」と述べている¹³。齊藤寛海氏はより分析的に「(北中部イタリアの)都市貴族は、特定の法的身分ではなく、コンソリを輩出する封建的家系および大商人家系の成員であり、家系や門閥の武力によって自力救済を図るような、実力と騎士的な生活様式とを持つ人々であった」と述べている¹⁴。では実際、イタリア・コムーネの文脈において、騎士・騎士的生活様式とはどのようなものであったのか、それと支配層の関係はどのように捉えられてきたのか。以下に不十分なものではあるが簡単に研究史を記しておこう。

フィレンツェという限られた範囲を中心とするものの、イタリアの騎士について最初にまとめた重要な研究を行ったのはサルヴェミニである。彼にとって中世ヨーロッパの騎士制度をもっとも特徴付けるものは、戦士層の若者に成人としての法的能力を認める帯刀の儀式を本質とする騎士叙任式であり、それは封建貴族階級たるmilitesと呼ばれる社会層に限られたものであった。しかし騎士の威信はこのような法的なものに留まらず、11世紀末から12世紀にかけて文学を中心に騎士の倫理的側面が発達し、「その成員が神や同輩に対して義務を遂行することを道徳とする、貴族的・軍事的社會層としての騎士」が成立する。従って騎士は11-12世紀の「封建的ヨーロッパ」の法的・宗教的・政治的生活の所産であり、それが生まれた環境から引き離されると変質を余儀なくされるのは時間の問題であった。さて、イタリアにおいて、初期コムーネに参加した都市の貴族や下級農村貴族層は、騎士叙任の習慣を都市に持ち込み、司教や伯に代わって都市の支配権を得たコムーネは、12世紀半ばから自らが騎士を叙任するようになる。しかし、フライジングのオットーの有名な一節が、

12 清水廣一郎『イタリア中世の都市社会』岩波書店、1990年、17頁。

13 D・ウェーリー著（森田鉄郎訳）『イタリアの都市国家』平凡社、1971年、206頁。D. Waley and T. Dean, *The Italian City-Republics*, 4th edn., Harlow 2010, p.129.

14 齊藤寛海「イタリアの都市と国家」『岩波講座世界歴史8、ヨーロッパの成長』岩波書店、1998年、254頁。

「イタリアの諸都市は・・・騎士の腰帯や高い位階を、低い身分出の青年に授与するのを躊躇しない。それはときには・・・職人にさえ与えられた」と語るように、変質はこのときすでに始まっていた。富以外に貴族と非貴族を区別するものがなく、庶民の上昇が容易で、市民軍もやがて傭兵に取って代わられるような「民主的な環境のコムーネ」では「騎士は民主化せざるを得ず、従って退化していくのである」。14世紀にはもはや上昇した庶民にとって、騎士は名誉称号以外の何者でもなく、布を測り帳簿をつけることに適応せねばならないような商人的環境に於いて、騎士の道徳的価値も失われていった¹⁵。つまりイタリア・コムーネにとって、騎士は封建世界からの移入物であり、その歴史は変質と衰退の歴史なのである¹⁶。そして、彼が興味を持つ騎士は、むしろこの、元来の貴族的・軍事的性格を失った14世紀以降の騎士、旧貴族層の特権の些末な残存物を保持し、余所と大差ない叙任式をフィレンツェ・コムーネが執り行うものの、やがて法学者*dottore*とどちらの名誉が上かという議論の俎上に載せられ、その中で法学者に優位を譲らざるを得なくなるような名誉称号としての騎士である。

ガスバリによると、このような「周縁的」で「退化する運命にある」イタリアの騎士というサルヴェミニの見方は長らく支配的であったらしいが、1970年代より、独仏での貴族研究、騎士研究に影響されてイタリアでもふたたび

15 G.Salvemini, "La dignità cavalleresca nel Comune di Firenze", in *Opere di Gaetano Salvemini, I, Scritti di storia medievale. Vol. II, La dignità cavalleresca nel Comune di Firenze e altri scritti*, a cura di E.Sestan, Milano 1972, pp.101-203. (pubblicato a Firenze 1896, pp.IV-156.)

16 ただ、サルヴェミニも13世紀半ばまでのコムーネにおいては、騎士制度がその元来の姿を、一部は留め、トーナメントや宴会を伴う盛大な騎士叙任式が行われるなど、13世紀は相対的に騎士文化が栄えた時期だとしている。そして上で述べたような騎士の変化はイタリア以外の場所でも起こったし、イタリア・コムーネでも一時に進んだわけではないが、もっとも早期に広く深く生じたのがイタリア・コムーネの世界であったとしている。

騎士の問題が取り上げられるようになった¹⁷。その流れの中で、カルディーニは、イタリアの騎士制度を過度にアルプス以北のそれと分断し「民主化」「退化」したものと見ることに疑問を提起すると同時に、このような騎士の威信は都市のアリстокラシーにとっても貴族意識を発達させるのに役立ち、その威信は貴族的モデルとして13世紀末以降も続いたと主張する。騎士であること、つまり武器の所有とこれに関わる特権の所有が、排他的特権を家系によって伝達する集団としての意識を高め、14世紀においても社会的現実として威信を保持し続けたということである¹⁸。サルヴェミニの議論の特徴の一つは、13世紀において騎士は貴族の属性の一つであったが、それが13世紀末にコムネが多くを創出するようになると、騎士と貴族が分離して庶民の騎士が登場するというものである。これに対して、タバッコは12-13世紀において他のヨーロッパの研究成果を参照しつつ、騎士と貴族は別のカテゴリーであること、しかし騎士として活動することは、貴族への接近をもたらし、貴族nobiltàであるかどうかは、封建的主従関係に参加して封を持っているかどうかということ

17 G.Tabacco, "Nobiltà e potere ad Arezzo in età comunale", in *Studi Medievali*, ser.III, 15 (1974), pp.1-24; Id., "Nobili e cavalieri a Bologna e a Firenze fra XII e XIII secolo", in *Studi Medievali*, ser.III, 17 (1976), pp.41-79; Id., "Vassalli, nobili e cavalieri nell'Italia precomunale", in *Rivista storica italiana* 99 (1987), pp.247-268. タバッコ以前に騎士について簡潔にまとめたものとして、G.Fasoli, "Lineamenti di una storia della cavalleria", in *Studi di storia medievale in onore di Ettore Rota*, a cura di P.Vaccari e P. F. Palumbo, Roma 1958, pp.89-93.

18 F. Cardini, "«Nobiltà» e cavalleria nei centri urbani. Problemi e interpretazioni", in *Nobiltà e ceti dirigenti in Toscana*, Firenze, 1982, pp.13-28. 14世紀における文化モデルとしての貴族的価値観の継続を主張するだけではこの時代の変化は捉えきれない。支配層研究における「継続主義」的「エリート主義的」傾向とそれに対する批判、ポボロによる新しい制度の文化を評価する研究動向については、とりあえず、A. Poloni, "Fisionomia sociale e identità politica dei gruppi dirigenti popolari nella seconda metà del Duecento. Spunti di riflessione su un tema classico della storiografia comunalistica italiana", in *Società e storia* 110 (2005), pp. 799-821; Id., "Il comune di popolo e le sue istituzioni tra Due e Trecento. Alcune riflessioni a partire dalla storiografia dell'ultimo quindicennio", *Reti Medievali Rivista* 13-1 (2012), pp. 3-27.

とは全く関係なく、都市に於いて完全な武装をして馬に乗り家の伝統として政治的軍事的義務を果たすことに見いだせるとした。これを受けてカルディーニも、「血統による明らかな貴族身分が存在して、その属性として騎士がある」というサルヴェミニの前提を覆し、騎士の威信は塔の所有やヴェンデッタの慣習などと共に、貴族を構成する一つの要素であるとしたのである¹⁹。

これをさらに進めて、騎士的生活様式こそがイタリア都市の貴族の特徴であるとしたのがガスバリであるといえよう。彼は、騎士叙任や条令による免税特権などが閉じた騎士身分を形作るのではなく、騎士叙任に限らない騎馬戦士のあらゆる習慣・儀礼の総体が、都市のイタリアに於いてアリストクラシーの境界を形作っていたのだとする。すなわち、戦場での礼儀正しい振る舞いや騎馬槍試合を始めとする騎馬での競技・遊びへの参加、婚礼や祭りの際に、あるいは戦場で簡素に行われる帯刀式、また都市条令に見られる「歩兵には禁じられた武器を所持する権利」や「市内を馬で走る権利」などである。ここでは下層封建領主の家系に属し伝統的に司教に軍事奉仕を行っていたような家も、新たにコムーネによって騎馬戦士として戦うように要請された家も大差はない。確かにいくつかの都市条令は、免税などの点で両者を区別しているが、このようなイタリア騎士の社会組成や法的特徴については、個々の都市史の文脈で理解するしかなく、むしろ広義の騎士をイタリア社会に於いて考えることの

19 同じ頃、ロンバルディアのより古い時代に於いて、騎士と貴族を論じたのがケラーである。彼は12-13世紀のミラノに於いて単なる騎馬戦士とは異なる閉鎖的身分としての騎士身分が存在したことを主張したが、この見解は一般には受け入れられていない。ガスバリもケラーの個々の論証部分は支持するものの、全体の発展図式と身分の閉鎖性については受け入れがたいと批判している。Cf. H.Keller, *Adelsherrschaft und städtische Gesellschaft in Oberitalien (9-12 Jahrhundert)*, Tübingen 1979; trad. it. *Signori e vassalli nell'Italia delle città (secoli IX-XII)*, Torino 1995. なおガスバリは騎士に関する1980年代のケラーの論文をいくつか挙げているが、いずれも筆者未見。都市コムーネ社会における貴族の形成と発展を論じたケラーの先の著作については、佐藤公美「中世イタリアにおける領域構造論及び都市—農村関係論の課題」『史林』82-3、1999年、139-145頁。

有効性が主張されていると言えよう²⁰。マルカ・トレヴィジャーナを中心に扱った別の論文では、彼は、上層集団への所属を特徴付ける要素は、武器による競技 (bagordum, ludus, hastiludium, torneamentum) と狩猟 (鷹狩り) を特徴とする騎士の習慣・騎士的生活様式、すなわち *more militum* だとしている²¹。

騎士の社会的文化的一体性に目を向け、それと貴族身分のかかわりを考察するガスパリの動向に対し、貴族との関係の考察は副次的なものとして、イタリア都市コムネにおける騎士層そのものの具体的有り様を幅広い地域に渡って検討したのがメール・ヴィギュールである。彼は騎馬による軍事活動やそれにもなう経済的特権、地域ごとの騎士の社会経済的実態をとりあげ、封建的主従関係や騎士叙任に関係なく、都市のために馬に乗って戦う階層がイタリアの騎士であること、彼らに共通の文化は、親族等の私的紐帯を基盤に武器と法を利用して紛争と和解を繰り返す紛争文化であることを強調した。騎士と貴族に関する長い研究史とさまざまな地方の事例を踏まえた彼の議論をここで詳しく紹介することはできないが、騎士と貴族の関係についての彼の見解をまとめると次のようになるだろう。12世紀から13世紀初めにかけてのイタリア都市コムネの支配層 (すなわちコンソリになる層) は、社会経済的多様性にもかかわらず戦闘用の馬を持ちコムネに軍事奉仕する騎馬戦士としての一体性を持っており、13世紀前半にポポロ (新興住民層) が登場し始めると、このような家が全体として貴族だと考えられるようになる。つまり、同時代人たちは12世紀末頃からますます騎士 *miles* と貴族 *nobiles* をほぼ類似のものともみなすようになるのだが、史料用語の *nobiles* は一つの社会カテゴリーと言うよりは、それが比較級や最上級でも使用されることからわかるように、人と人との相対的地位の関係を指し示す語彙であった。従って複雑さを避けるためにも、12-13世紀の騎士層の連続を示すためにも、12世紀の騎士層を (分析概念

20 S.Gaspari, *I milites cittadini. Studi sulla cavalleria in Italia*, Roma 1992.

21 S.Gaspari, "Les milites dans les villes de la Marche de Trévise (XIe-XIIIe siècles), in *Les élites urbaines au Moyen Âge. Actes des congrès de la Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public. 27e congrès, Rome 1996*, Paris 1997, pp.55-69.

として) 貴族と呼ぶことは妥当であろう、というものである。つまり貴族の側から彼の見解を読み解くなら、12-13世紀のイタリア都市の貴族とは、共通の紛争文化と騎馬による軍事奉仕という機能を併せ持つ「政治的・軍事的エリート家系」ということになろう²²。

サルヴェミニの議論に於いて、13世紀から14世紀の変化を問題にした部分は、その後の研究においても十分検討され克服されているとは言えない²³。しかし、ガスパリの研究成果やメール・ヴィギュールの見解は、ポルドーネ、カステルヌオーヴォの描くイタリア支配層の見取り図にも踏襲されており²⁴、少なくとも13世紀のコムーネ社会における騎士と貴族(閉鎖的身分としてのそれではなく、開かれた特権集団としてのイタリア都市支配層)については、上記のような形で一応の意見の一致を見ていると言って良いだろう。

ところでメール・ヴィギュールは著書の中で、ヴェネツィア支配層もこのようなイタリア都市コムーネ共通の騎士層に連なるものとして叙述している。すなわちヴェネツィアはジェノヴァやピサと同じく海上商業活動との強い結びつきが大きな特徴であり、船乗りとしての能力が他の内陸都市に比べて騎馬戦士としての能力を削減することになった。が、それでも戦闘の主要な道具は馬であり、当時のヴェネツィアでは馬が普通に見られ、騎馬槍試合への参加など騎士としての武勇を誇示する機会にも事欠かなかったと評価するのであ

22 彼はしかし13世紀を全体として騎士層の衰退期と見ており、都市コムーネがボボロ体制とシニョリーア制へと分岐する13世紀後半の支配層・「貴族」の性格についてはなお検討が必要である。

23 ガスパリは、13世紀の都市支配層全体を表象する軍事的含蓄を持った騎士に対して、14世紀の騎士はより儀礼的側面が目立ち、一方ではシニョーレの家系のような「君主的」で限定された人々に収斂していき、他方ではフィレンツェのように「平民」によっても求められるものになっていく、という見通しを述べているが、14世紀についてはなお研究が必要であると指摘している。

24 R. Bordone, G. Castelnovo, G.M. Varanini, *Le aristocrazie dai signori rurali al patriziato*, Roma-Bari 2004, pp.50-57, 202-207.

る²⁵。しかしイタリア一般において騎士文化の浸透がある程度認められてきたとしても、かつてのヴェネツィア理解においては後背地との違いが強調されてきたことも事実である。以下ではメール・ヴィギュールを始め、ヴェネツィアと騎士の関係について言及する研究が参照してきた史料を詳しく紹介し、実態を検討することにした。

三

13世紀のヴェネツィア社会を描いた同時代の叙述史料として挙げられるのはマルティン・ダ・カナールの年代記である。作者はおそらく中層市民のヴェネツィア人で、ヴェネツィアの年代記の中では珍しく中世フランス語で書かれた。作者によると「フランス語は世界に普及しており、読み聞きするのに心地よいので、ヴェネツィア人の古い歴史をラテン語からフランス語に訳そうと思った」とのことである²⁶。この年代記が中世フランス語で書かれていることそのものが、ヴェネツィアが南仏を基点とする騎士文学に親しんでいたことを示しているが、それを通読すると、ヴェネツィア人が騎馬槍試合に無縁でなかったことがうかがえる。

ラニエリ・ゼノがヴェネツィアの元首になったあと、貴族たちはサン・マルコ広場に舞台を建てた。・（中略）・先に語ったように舞台がこの広場に建てられて絹のタペストリーで覆われ、広場もやはり覆われた。貴婦人や令嬢が舞台上に上り、広場を取り囲む館の窓からも顔を出していた。元首がサン・マルコ教会のロジジャ（開廊）に現れ、彼とともにヴェ

25 J.-C. Maire Vigueur, *Cavaliers et citoyens. Guerre, conflits et société dans l'Italie communale, XIIe-XIIIe siècles*, Paris, 2003, pp.264-268. (trad. ita. *Cavalieri e cittadini. Guerra, conflitti e società nell'Italia comunale*, Bologna, 2004.)

26 Martin da Canal, *Les estoires de Venise: Cronaca veneziana in lingua francese dalle origini al 1275*, a cura di A. Limentani, Firenze 1973.

ネツィアの貴族たちも現れた。ヴェネツィアの民衆たちが広場にいた。ここに元首の二人の息子がやってきた。一人はロレンツォ・ティエポロでもう一人はマルコ・ズィアーニであった²⁷。ロレンツォ殿は皆の先頭に立ち武器を持っていなかった。マルコ・ズィアーニは完全に武装しており多くの騎士を引き連れていて、それらはみな良い馬にまたがって良い武具を身につけていた。彼の後ろには他の騎士の一団がいて良い馬にまたがり贅沢に武装していた。貴婦人の前で馬上槍試合が始まった。もしそこにいたなら、槍の応酬を見ることができたであろう。マルコ・ズィアーニは称賛に値する立派な戦いをした。彼はドイツ人やロンバルディア人やフリウリ人の一撃を断ることなく、多くの騎士が参加した。イストリアの騎士が試合で大きな力を示した。彼らは一方の側でロンバルディア人やトレヴィーゾ人やフリウリ人はもう一方の側であった。そして多くのヴェネツィア人貴族も試合で大きな力を示し、槍を何度も折った。この宮廷、この祭りは何日も続き、マルコ・ズィアーニ殿は毎日参加した。ロレンツォ・ティエポロ殿は武器を取ることなく、むしろ皆の主であって乗馬しながら広場の適当な場所に移動し続けた。²⁸

これは1250年代半ばの出来事であるが、ここからヴェネツィアの政治の中心地で馬上槍試合がとり行われたことがわかる。確かに参加者はドイツ人をはじめとするヴェネツィア以外の騎士が中心であるようだが、ヴェネツィア人も彼らと同様馬に乗り、試合に参加していた。ただ、騎士に憧れ、自身も騎士叙任を受けることを望んでいたマルコ・ズィアーニ²⁹と異なり、のちに元首とな

27 ロレンツォ・ティエポロはジャコモ・ティエポロ（元首在位：1229-1249）の息子、マルコ・ズィアーニはピエトロ・ズィアーニ（元首在位：1205-1229年）の息子である。

28 *Martin da Canal, Les estoires de Venise*, pp.129-131.

29 ズィアーニ家の興亡を詳細に検討したフェースは、商業から離れ騎士道に憧れるといった、このようなマルコの行動をヴェネツィアの支配層一般からの逸脱だとし、ここにズィアーニ家の没落の兆しを見ている。マルコの父、ピエトロは、多くの不動産を所有し、

るロレンツォ・ティエポロは馬には乗るものの、武器は取らなかったことは注意しておかねばならないだろう。

1272年ヴェネツィアに6人の若いフリウリ人がやってきた。彼らの名前は、タルタロ・デッラ・フラッティーナ、フランチェスコ・ディ・プロイアヴァッカ、ジョヴァンニ・ダッザーノ、エンリコ・ダ・フィウメ、マンガッソ・ダンノーネ、マルスト・ディ・サント・ステファノである。彼らは元首ロレンツォ・ティエポロにここヴェネツィアで馬上槍試合を行うことを頼んだ。「もし誰かが進み出るなら、その人と喜んで試合を行う用意があります」。元首は彼らの願いに従って通達を出し、元首宮殿の前に支柱を立てさせ支柱の周りに綱を張って試合の会場とした。四旬節の3日前、フリウリの6人の若者はあらゆる武具を身につけて馬にまたがった。ヴェネツィアの高貴な人々が6人の若者に敬意を表するために馬に乗った。元首は宮殿の窓に姿を見せ、ヴェネツィアの貴族の年長者や婦人や令嬢もやってきた。どのように馬上槍試合を行ったのかと問いかけるなら、彼らは自分たちで競技をしたと答えよう。ただし1日目にジャコモ・ティエポロの家の者で彼の家系でない若者が武具を身につけ強く優美な良馬に乗って競技場に入った。フリウリ人の一人が彼に馬の頭を向けて互いに突進し馬に拍車をかけて槍を下げた。・・(中略)・・

3日目フリウリの若者の一人が競技場にある槍を持ってきた。槍は短くて大きく周りに羊皮紙が巻かれていた。そこには、誰か前に進み出てこの槍をとるように、なぜなら彼は貴族で騎士の息子だから、と書いてあった。そこでトレヴィーゾ生まれのベルヴィーゾというヴェネツィアの市民が前に出た。彼はその槍をとり、武具を身につけ良い馬にまたがり競技

シチリアから妻を迎えた。マルコ自身の妻もフェッラーラのエステ家の出身であった。しかし本稿の検討からいえば、これは行き過ぎの見解と言えよう。Cf. I. Fees, *Ricchezza e potenza nella Venezia medioevale. La famiglia Ziani*, Roma 2005. (*Reichtum und Macht im mittelalterlichen Venedig: Die Familie Ziani*, Tübingen 1988.)

場の綱の中に入った。フリウリの若者は用意をし、彼らのあいだで戦いを始めた。何度も戦ったが二人とも落馬することなく、双方とも槍を折った。この戦いのあと、二人のフリウリの若者が一緒に力強く戦い始め、双方とも槍を折った。ほどなく馬にまたがったヴェネツィア人たちが次々槍を折り、フリウリの若者たちも槍を折り始めた。祭りは驚くべき盛大さで、フリウリ人たちはヴェネツィアで大変たたえられた。これら全てのことは元首ロレンツォ・ティエポロの眼前で行われた。³⁰

ここでも主として戦ったのはフリウリの若者たちであり、ヴェネツィア人はむしろ観戦の側にたっている。が、武勇を誇る騎士の振る舞いがヴェネツィア人たちに受け入れられ、むしろ賞賛されていた様子が伝えられているといえよう。

では実際の戦闘でヴェネツィア人が騎馬戦士として戦うことはあったのだろうか。1214年トレヴィーゾで行われた盛大なトーナメントはヴェネツィア人も参加し、パドヴァとヴェネツィアの小競り合いから本当の戦闘に発展したことで有名であるが、ここでは、パドヴァの騎士が大勢参加したことは記されているが、ヴェネツィア人側に直接的な騎士の記述はない。サン・マルコの旗を掲げて進軍したことが記されるのみである³¹。しかし、ポー川の城塞建設を

³⁰ Martin da Canal, *Les estoires de Venise*, pp. 329-333.

³¹ アンドレア・ダンドロの年代記では「名誉を求める多くのヴェネツィア人が参加した」と記すのみである。Andreae Danduli *Chronica*, a cura di Ester Pastorello, *Rerum Italicarum Scriptores*, n.s., tom XII, parte I, Bologna 1938, p.286: 'Tarvisii proceres iocale proclamant spectaculum, castrumque, inclusis speciosis iuenculis, fieri decernunt, ut in eo optinendo, tirones vires ostentent. Illuc plerique Veneti honoris avidi accedunt', ロランディーノの年代記についても、ludus, ludereという単語は使用しているが、どの程度騎士がいて、騎馬試合をしたのかはわからない。Rolandino. *Vita e Morte di Ezzelino da Romano*, a cura di F. Fiorese, Borgaro Torinese 2010, pp.68-71: 'De Veneciis eciam interfuerunt huic ludo viri multi et plures dompne propter honorem curie exhibendum', 'Dum namque Veneti ludentes certarent cum Paduanis ad castrum portam primitus subinrandam, hinc inde surrexit discordia'. ガスパリは当時ludere, ludusという言葉が持つ

巡ってボローニャとヴェネツィアが戦った際の記述は注目に値する。

ヴェネツィア人とその敗戦について語ったので、今度はボローニャ人の歓喜について語らねばならない。ボローニャとロマーニャの追放者たちはヴェネツィアの傭兵に対して勝利を達成したので、喜んだ。彼らはボローニャにヴェネツィア人の鎧とおおゆみと武器を持って帰った。・・・中略・・・もしそこにあなたがたがいたなら、諸君よ、あなたがたはボローニャ人たちの過剰な歓喜とお祝いを見ることが出来ただろう。彼らには確かに戦争が終わったかのように思われ、おしゃべりがボローニャ中に触れ回った。

「ヴェネツィア人は男ではない、女だ」

ボローニャ中でこのようにくりかえし言われた。

ヴェネツィアに、ボローニャ人がヴェネツィア人は女だと言っているという知らせが届いたとき、ヴェネツィアの敵に損害を与えるのが常である高貴なヴェネツィア人たちは、そのことに憤慨した。彼らは馬と武器を手に入れて、馬に乗って武器を取るのが巧みなヴェネツィア人たちがヴェネツィアを出発した。先頭に立つのはマルコ・グラデニーゴ殿とヤコポ・ドンドゥロ殿でこの二人の貴族は立派な軍隊とともにプリマロ（ポー川の支流の呼称）に向かい、馬と足で陸に飛び上がるとボローニャ人がそこに建てた塔に襲いかかった。そして柵と木の砦を打ち倒し、塔の周りにある家に火をつけて燃やした。もしラヴェンナやロマーニャの大部分から塔にやってきた騎士や歩兵の助けがなければ、ヴェネツィア人は塔を破壊していただろう。ヴェネツィア人は多くの援軍が来たのを見ると、船に乗った。³²

た騎士的含蓄－文脈によって、都市民の喧嘩遊びと騎士のトーナメントの中間形態や、貴族的な武器での遊びを指す－を指摘している、Cf. S. Gaspari, *I milites cittadini*, pp.48, 51.

32 Martin da Canal, *Les estoires de Venise*, pp. 309-323. アンドレア・ダンドロの年代記にもこの出来事の記述は見られる。ここでは騎士に対してequitesが使われている。

この戦闘はボローニャがポー川に城砦を建設しようとし、ヴェネツィアがそれを阻止しようとしたところに発端がある。よって戦闘はプリマロと呼ばれるポー川がデルタ地帯でいくつかの支流に分かれているそのひとつで行われ、ヴェネツィア側はガレー船から投石機とおおゆみで河原のボローニャ軍を攻撃するという形で行われていた。このように、おそらく普段はあまり騎馬軍隊を組織して戦うことの少なかったヴェネツィアであるが、史料が語るところによれば、ボローニャ人に挑発されて、馬を整え、自分たちが雄々しく戦えることを証明しに出かけたのである。ここにはヴェネツィア支配層が、ボローニャ人が保持していた騎士として戦うことの価値を受け入れ、必要とあれば、騎馬装備を準備できたことが示されているのではないだろうか。

このような、ヴェネツィア人と馬の関係が年代記による架空のものでないことは、ヴェネツィアの大議会決議を見たとき、さらに明らかになる。もっとも有名で、随所で引用されているのが、1287 年の大議会決議である。

サン・マルコ広場のメルチェリエ通り（商店街）のアーチ下からサン・バルトロメオ教会に向かう道を通して、多くの貴族やその他の人々が往来するため、そして、従者やその他の馬に乗った人々がこれらの通行人に對して、粗野なことを不適切に行うため、次のような法令が議決される。今後誰も、そのときこの地にやってきたよそ者でない限り、決してこの道を馬に乗って通行してはならない。通行した場合の罰金は25リレとする。さらに、誰も今後、鈴をつけた胸帯や端綱なしに馬上槍試合をしてはいけない。鈴をつけるのは、走るときにその音が良く聞こえるようにであり、

Andrea Danduli Chronica, p.319: 'Postea Marcus Gradonico et Iacobus Dondulo capitanei, cum exercitu equitum et peditum, in Primaro fortilicia hostium agressi, suburbia et habitaciones eroum incendunt, et cum potestate et exercitu Bononiensium in sucursu suorum venientibus bellum inniunt,' 14 世紀半ばの equites については G. Salvemini, *La dignità cavalleresca*, pp.377-378. ここでの equites が騎士的威信を含む単語であったか否かについてはわからない。

違反すると25リレの罰金である。この罰金は「夜の主人」（と呼ばれる治安係）が徴収し、そこから3分の1を持つ。残りの3分の1はコムーネに属し、最後の3分の1はもし告発が真実だと認められたなら告発者が持つ。このことが「夜の主人」の条項に付け加えられること。³³

さらに1392年には以下のような法令が通っており、14世紀中もヴェネツィアでは馬の走行が続いていたことがわかる。

サン・マルコ広場で祝日に馬で走る際に起こりうる多くの不都合を避けるため、今後誰も祝日にサン・マルコ広場を馬で走ってはいけないという法令が通る。違反した場合は25回のむち打ちか25リレの罰金。この罰金は「夜の役人」（治安官）が徴収し3分の1は、役人が、3分の1はコムーネが、3分の1は告発者が持つ。そして違反者は先に述べたむち打ちを、皆に対する良き範例としてサン・マルコ広場で受けなければならない。このことは先に述べた全ての「夜の役人」が守らなければならない³⁴。

33 *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, III, a cura di R.Cessi, Bologna 1934 (ris. anast. Bologna 1970), p.196: 'Item, quoniam per viam de subtus arcus marçarie de Sancto Marco, que vadit versus Sanctum Bertolameum, vadit et venit magna multitudo tam nobilium quam aliorum, et non est conveniens quod scutiferi et alii equitantes inepte faciant eis rusticitatem, capta fuit pars quod de cetero nullus audeat equitare per ipsam viam a dicto arcu per subtus marçariam versus Sanctum Bertolameum, vel a sancto Bertolameo versus dictum arcum, aliquo modo vel ingenio, nisi esset forensis, qui tunc veniret in terram, sub pena librarum XXV. Et insuper nullus debeat de cetero bigurdare sine cavacina vel pectorale habente sonaglos, tali modo quod bene audiantur, quando currunt, sub pena librarum XXV, quam penam illi de Nocte exigere teneantur, et habeant inde terciam partem, et Comune terciam, et accusator aliam terciam, si per eius accusationem veritas cognoscetur. Et hoc addatur in capitulari Dominorum de nocte.'

34 A.S.V., *Maggior Consiglio, Leona*, c.60, 29 agosto 1392, (Molmenti, P.G. *La storia di Venezia nella vita privata I, la grandezza*, Trieste 1973, p.50): 'Quod pro obviando multis malis, que in currendo equos in diebus festivis in platea sancti Marci possent occurrere, vadit pars quod de cetero aliquis non audeat currere aliquem equum in platea sancti Marci

じつはヴェネツィア支配層と騎士の関係を物語る史料は、ほぼこれらに尽きる³⁵。近年のヴェネツィア史研究の集大成であり必須文献である『ヴェネツィア史』シリーズにおいて13世紀のヴェネツィア社会を担当したソレルリは、「ヴェネツィアにおいて騎士は、政治的・社会的・法的観点から重要な地位というよりもむしろ、風俗であろう」と述べており、その見解は妥当なものだと言えよう³⁶。たしかにヴェネツィア人は海戦に長け、本土のイタリア都市と戦闘する場合でも川を船で遡ったり、傭兵を使ったり、彼ら自身が大規模な騎馬軍隊を編制することはなかった。よって、いくつかの都市条令に見られるような騎士に対する特権も存在しない。またメール・ヴィギュールのように紛争文化を騎士層の主要な文化的特徴と見るなら、ヴェネツィア市内においてはこのような文化はかなり抑制されていることも認めねばならないだろう。しかし、ここではむしろ、ヴェネツィア人が騎士的生活様式を拒否せず、それらと無縁でなかったことを評価しておきたい。サン・マルコ広場で騎馬槍試合を行い、そこで示される能力を称え、ヴェネツィア人もそれに参加しようとしている。じっさい、馬と武具を所持し、市内で騎馬槍試合を行う人々も存在したことはふたつの大議会決議が示しているであろう。ヴェネツィアの有力者は、しばしば他都市のポデスタとなってイタリア本土で軍勢を率いることがあったが、そ

in diebus festivis sub pena scuticatarum vigintiquinque aut librarum vigintiquinque parvorum quam penam pecuniariam officiales de nocte teneantur excutere de qua pena officiales habeant tercium, tercium Comune et aliud tercium accusator. Et contrafacientes habere debeant scuticatas predictas in platea sancti Marci pro bono exemplo omnium que omnia officiales predicti de nocte teneantur observare.'

35 ここで引用した例に加えて、さらに14世紀ヴェネツィアにおける乗馬習慣の存在や、12世紀の十字軍遠征における馬の派遣については、A.Settia, "L'apparato militare", in *Storia di Venezia vol.II, L'età del comune*, a cura di G.Cracco, G.Ortalli, Roma 1995, pp.461-505; E. Crouzet-Pavan, 'Sopra acque salse': *espace, pouvoir et société a Venise a la fin du Moyen Age*, Roma 1992, pp. 257-258.

36 F.Sorelli, "La società", in *Storia di Venezia vol.II, L'età del comune*, a cura di G.Cracco, G.Ortalli, Roma 1995, p.515.

のとき騎士として従軍したことは想像に難くない³⁷。年代記史料にも数は少ないが称号としてのmilesが登場する³⁸。さらに本論では詳しく検討しなかったが、ヴェネツィアがクレタに植民地を得たとき、彼らは騎士milesと呼ばれる人々に土地（militia、後にはcavalleriaと呼ばれる区画）を与えるかわりに軍事義務を負わせて派遣した。こうして派遣された騎士は主としてヴェネツィア支配層であり、彼らは馬をヴェネツィアから連れて行かねばならず、馬を放牧するための草原や、盾持ちも備えなければならなかった。クレタに到着後は、さらにもう一頭、馬を購入する義務があった³⁹。セッティアは、土地を与える代わりに軍事義務を課すという制度が同時代のプレシャヤトレヴィーゾやフェッラーラのボルゴ（農村集住地）にも見られる点に注目し、ヴェネツィアによるクレタ入植と本土都市のボルゴ防衛との類似性を指摘している⁴⁰。近年のイタリア・コムーネの騎士研究は、騎士叙任式や国制上の特権は必ずしも騎士階層であることの本質ではないという立場を取っている。それならば、ヴェネツィアの支配層をグラデーシヨンのもっとも薄い形態として、騎士文化に連ねることは可能であろう。「ラゲーナに浮かぶ都市」という「場」としてのヴェネツィアは特殊であるかもしれないが、その支配層を見たとき、彼らは十分イタリア

37 ヴェネツィア人のポデスタについては、M.Pozza, "Podestà e funzionari veneziani a Treviso e nella Marca in età comunale", in *Istituzioni, società e potere nella marca trevigiana e veronese (secoli XIII-XIV) sulle tracce di G.B.Verci*, a cura di G.Ortalli e M.Knapton, Roma 1988, pp.291-303; E.Crouzet-Pavan, "Venise et le monde communal: Recherches sur les podestats vénitiens", in *I podestà dell'Italia comunale*, a cura di J-C. Maire Vigueur, vol. 1, Roma 2000, pp.259-286.

38 14世紀半ばの例になるが、Marcus Cornario miles, Andream Mauroceno milesなど。 *Venetiarum historia vulgo Petro Iustiniano Iustiniani filio adiudicata*, a cura di R.Cessi e F.Bannato, Venezia 1964, pp. 228, 248.

39 Tafel/Thomas, *Urkunden zur älteren Handels und Staatsgeschichte der Republik Venedig*, vol. 2, Wien 1856, rpt. Amsterdam, 1964, pp.129-142, doc.229, doc.230; pp.234-249, doc.263; p.314, doc.284; pp.470-480, doc.322.

40 A.Settia, "L'apparato militare", in *Storia di Venezia vol.II, L'età del comune*, a cura di G.Cracco, G.Ortalli, Roma 1995, p.498.

本土の文化や制度に親しみ、交流を持っていたのである。

近年は、テッラ・フェルマ征服以前においてもヴェネツィアとイタリア諸都市との交流に注目する研究が蓄積しており、ヴェネツィア一國史の流れの中だけでヴェネツィア支配層の変遷を捉えるだけではやはり不十分だと思われる。少なくとも、彼らが商業活動を行う傍らで軍事エリートとしてのアイデンティティを持っていたことは、年代記に見る数々の戦闘場面、特にボローニャに擄掬されて馬を整えて出陣する場面やクレタへの騎士の派遣がよく物語っているものであり、その点では「政治的・軍事的エリートとしての一体感」は13世紀のヴェネツィア支配層にもあてはまると言えるだろう。ヴェネツィア支配層については、セッラータ以前は貿易活動による富の蓄積と政府の要職に就くという政治的経験が事実上の貴族となる条件であり、セッラータ後は大議会の成員である家系に属することが貴族身分に属するための指標であるとされてきた⁴¹。確かにそれは間違いではない。が今までヴェネツィア支配層について好んで研究されてきた家系の連続や個々の家の台頭の様子など物理的な側面ではなく、当時の人々がどのような人々が「高貴」であり、また政府の要職に就く資格があると考えていたのか、彼らの一体性がどこに求められるのかという問題については、より幅広く、同時代の他のイタリア諸都市との関係の中で考える必要があるのではないだろうか。

41 永井三明「ヴェネツィア貴族階級の確立とその背景」『史林』63-5、1980年、齊藤寛海「都市の権力構造とギルドのあり方ーヴェネツィアとフィレンツェのギルドー」『史学雑誌』92-3、1983年。先に述べたフェースは13世紀のヴェネツィア社会について「裕福なものが評価される。裕福になりたいものは商業に投資すべき資本を持たなければならず、商業を行わなければならない。これがなければ成功もなく、投資すべき資本がなければ社会的地位も失う」とまとめている。またセッラータ以前のヴェネツィア貴族を研究したレーシュも、商業の成功によって名声と富が蓄積し、官職を引き受け貴族層に連なっていくとしている。G. Rösch, *Der venezianische Adel bis zur Schließung des großen Rats: zur Genese einer Führungsschicht*, Kiel 1989. ただしクルーゼ・パヴァンは13世紀の貴族は血統と記憶と名声によってアイデンティファイされるとしている。E. Crouzet-Pavan, 'Sopra acque salse', p.383.

【付記】本稿は平成23年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「中世イタリア都市支配層の「貴族」アイデンティティー14世紀ヴェネツィアを中心に」による研究成果の一部である。